

区長各位

伊豆の国市長  
(環境政策課)

## 環境美化の日（9月・市内一斉清掃）の実施について

日頃より、地域の環境美化推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、市内一斉清掃の実施については、5月・9月・3月の第1日曜日又は第3日曜日を「環境美化の日」として設定し、9月は17日に実施いたします。

については、各区において、環境美化の日に合わせた地域の清掃活動等の実施を御検討いただき、実施の可否について別紙にて9月5日(火)までに御回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、実施いただける場合には、市の回収車によるごみ集積場所の巡回回収を予定しておりますので、各区においてごみ集積場所を御指定ください。

また、ごみの収集と併せて廃食用油の回収も行いますので、廃食用油の回収希望の有無についても御回答ください。

## 記

1. 実施日 令和5年9月17日（第3日曜日）
2. 実施内容 各地区でのごみ拾い等の環境美化活動

## (1) 当日の流れ等

## 【各区】

- ・ 地域のごみ拾いを実施

⇒ 拾い集めたごみを各区の指定集積場所へ集める。

(※9:00頃までに清掃及びごみの集積をお願いします。)

## 【市役所】

- ・ 各区において集められたごみを収集

⇒ 9:00～

各区の指定場所を収集業者が巡回してごみを収集する。

## (2) 注意事項等

- ・ 側溝清掃や草刈りを実施される場合、発生する土砂や草等については、ごみと一緒に回収することができませんので、別途自己搬出が必要となります。

側溝の土砂等については建設課の所管の処分場、袋に入り切らない多量の刈草については、9/17当日の午前中であれば、大仁清掃センター又は韮山リサイクルプラザへ直接搬入していただくこととなります（長岡清掃センターへの搬入はできません）。

なお、刈草について平日に搬入する場合は、クリーンセンターいずへの直接搬入をお願いします。詳細についてはお問い合わせください。

### 3. ごみの分別方法

#### 【燃やせるごみの場合】

燃やせるごみはごみ袋等に入れて出してください。(ペットボトル、プラスチック類は、汚れている場合はリサイクル困難なものとして、燃やせるごみとして出していただいで構いません。)

#### 【燃えないごみの場合】

- ① カンやビンの中の水や泥をよく出して、分別してカンとビンをそれぞれ別の袋等に入れて出してください。
- ② その他、細かな金属類等も別の袋に分別して出してください。

#### 【粗大ごみの場合】

袋に入らないような粗大ごみ(家具、家電製品等)については、そのまま集積場所に置いてください。

清掃活動により回収された粗大ごみに限りますので、公民館や自宅等の粗大ごみは御遠慮願います。

#### 【使用のごみ袋について】

伊豆の国市指定ごみ袋でなくても、袋ごとにごみの種類を分別して出していただければどのような袋を使用していただいても結構です(9月17日当日限り)。

合併前の旧町のごみ袋(15L)を提供することもできますので、必要な場合は別紙の回答書に枚数をご記入ください。

旧町ごみ袋については、環境政策課(大仁庁舎)又は、協働まちづくり課(長岡庁舎)、市民課葦山支所(葦山農村環境改善センター)で配布しますので、お手数ですが取りにいらしてください。

### 4. 集積場所

当日は、各区で指定いただいた集積場所を、回収車両が順次巡回します。各区の集積場所は可能な限り1箇所をお願いしますが、広い区においては難しいかと思われまますので、各区の状況に応じて御検討の上、御報告ください。

### 5. その他

雨天の場合の順延はしません。雨天時における実施の有無については、各区にて判断をお願いしたいと思いますので、御了承願います。市に対して雨天時の中止の連絡は不要です。

なお、雨天の場合でも各区の回収場所には市の回収車両が収集に巡回します。

### 6. 年間計画

「環境美化の日」は、休日のごみ受付を実施している日に合わせ、以下の予定にて計画しています。

第1回：令和5年5月21日(第3日曜日)…実施済

第2回：令和5年9月17日(第3日曜日)

第3回：令和6年3月 3日(第1日曜日)

#### [連絡先]

環境政策課(大仁庁舎内)担当：小島

TEL 0558-76-8002 / FAX 0558-76-5499

mail:kan@city.izunokuni.shizuoka.jp